

特殊勤務手当のうち爆発物の処理等の作業に係る手当の取扱要領について（例規甲）

平成 8 年 4 月 1 日
兵警務例規甲第10号

特殊勤務手当のうち爆発物の処理等の作業に係る手当の取扱要領についてを下記のように定め、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。

なお、特殊勤務手当のうち爆発物等の処理作業に係る手当の運用について（昭和50年兵警務例規第 5 号）は、廃止する。

記

第 1 趣旨

1 この要領は、警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第50号。以下「条例」という。）、警察職員の特殊勤務手当に関する規則の実施規程（昭和46年兵庫県警察本部訓令第11号。以下「実施規程」という。）のうち爆発物の処理等の作業に従事したときに支給する特殊勤務手当（以下「手当」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

2 規則に定めるところによる定義規程及び略称規定は、この例規において適用する。

第 2 爆発物処理作業

手当のうち爆発物処理作業に係るものの取扱いについては、次のとおりとする。

1 支給対象となる作業の範囲

手当の支給対象となる作業の範囲は、爆発物処理要員が爆発物又はその疑いのある物（以下これらを「容疑物件」という。）に接近して次に掲げる作業とする。

- (1) 容疑物件の種類等の識別及び認定の作業（通報等に基づく容疑物件の搜索活動を除く。）
- (2) 危険防止のため、容疑物件の周囲に砂袋、タイヤ等を積み上げる等のしゃへい作業（立入禁止警戒線の設置、交通しゃ断等の作業を除く。以下「しゃへい作業」という。）
- (3) 容疑物件の冷却作業及びエックス線撮影
- (4) 容疑物件の処理筒への収納及び搬送作業
- (5) 容疑物件の解体作業
- (6) 容疑物件の爆破のため特に危険な作業

2 指定する作業に従事する職員

実施規程別表 1 爆発物処理作業の項該当職員の欄中の「その他緊急措置として別に指定する作業に従事する職員」とは、当該所属長が、爆発物処理要員が現地に到着するまでの間、緊急措置としてしゃへい作業を命じた職員（以下「緊急措置要員」という。）とする。この場合において、緊急措置要員は実施規程第 2 条の規程により登録した職員とみなす。

3 処理作業に係る取扱い

- (1) 爆発物の疑いのある物は、当初爆発物と断定できないが、周囲の状況から爆発物であると疑うに足る相当な理由があることを要する。
- (2) 原則として、容疑物件 1 個の処理作業を、1 件として取り扱うものとする。
- (3) 同一容疑物件の処理作業が 2 日以上にわたった場合は、1 日当たり 1 件として取り扱うものとする。

第 3 特殊危険物質等処理作業

手当のうち特殊危険物質等処理作業に係るものの取扱いについては、次のとおりとする。

1 支給対象となる作業の範囲

(1) 規則第2条の表条例第2条第1項第18号の作業の項職員の欄中の「その他の警察活動」の範囲

(ア) 避難誘導、被害者の救出及び救護

(イ) 被害の状況を把握するために行う活動

(ウ) 立入禁止措置、現場広報、群衆の鎮圧等被害の拡大を防止するために行う活動

(エ) 被疑者の逮捕、搜索、差押及び検証

(オ) 発見者、参考人等事件関係者の確保

(カ) 検索、採証及び現場保存

(2) 規則第2条の表条例第2条第1項第18号の作業の項職員の欄中の「鑑識、収容、移動等に係る作業」における「移動等」の「等」の範囲

(ア) 立入禁止措置、避難誘導、現場広報、雑踏整理等被害の発生を防止するために行う活動

(イ) 現場の状況を把握するために行う活動

(ウ) 被疑者の逮捕、搜索、差押及び検証

(エ) 発見者、参考人等事件関係者の確保

(オ) 検索、採証及び現場保存

2 処理作業に係る取扱い

(1) 職員が1日の間に2以上の異なる特殊危険物質等処理作業に従事した場合は、その日には、これらの作業のうち最高の額が支給される一の作業のみに従事したものとみなす。

(2) 職員が1日の間に2以上の区域において特殊危険物質等処理作業に従事した場合は、その日には、1件の作業のみに従事したものとして取り扱うものとする。

(3) 同一の特殊危険物質等処理作業が2日以上にわたった場合は、1日当たり1件として取り扱うものとする。